

第42回（第六期）第4回南部町行財政運営審議会議事録

日時 令和3年3月25日（木）午後2時00分～午後3時30分

場所 南部町役場法勝寺庁舎（大会議室）

出席委員： 唯 仁司、井田真樹、佐藤重明、山本美樹子、西谷公志、入口 幹（委員敬称略）

事務局： 土江副町長、大塚総務課長、吾郷子育て支援課長、桑名総務課長補佐、石賀子育て支援課長補佐、坂口行政経営アドバイザー

配布資料： 第41回南部町行財政運営審議会の議論のまとめ
 保育園整備及び運営に係る財政負担等のイメージ
 認定こども園 運営費試算表
 すみれこども園整備に係る起債関係詳細
 南部町教育振興基本計画（第Ⅱ期）抜粋
 南部町保育所児童保育要録の内容と評価点
 令和3年度当初予算案説明資料
 とっとり子育て応援ガイドブック

| 発言者 | 内 容 |
|-----------------------|---|
| 【開会】 | |
| 事務局説明 （総務課、子育て支援課） | <u>資料等事務局説明</u> |
| A 委員 | 資料で説明はしていただいたのですが、現状、保育園はどうなっているのか、自分自身、今の現状が分からないので視察などさせていただけないものか。 |
| 事務局 | 前回の会議でスケジュールの中で他市町村の視察ということで御説明をさせていただきましたが、今、佐藤委員さんのほうから、提言という形で受け取らせていただいておりますけど、皆さん、ほかの委員さんもよければですね、そのような機会を設けたいというふうに思いますが、どうでしょうか。日程調整は当然させていただきますので。 |
| 子育て支援課長 | 少し現場と相談させていただいてですね、今このコロナの関係で、保護者の皆さんも、今までは保育室まで、それぞれ子供さん連れていっていただいて、保育士に受け渡しということをしていたんですが、今、皆さん玄関の外で中に入っていたかかないということになっている最中でして、ちょっと、2週間以内にどこが行ってないですかとか、そういった聞き取りをさせていただいた上で、保育室まで中に入っているかどうかというところちょっと園長と相談させてもらえないでしょうか。 |
| B 委員 | 新しく建てた、すみれこども園と今話題になっている両園を見させていただければ |
| 子育て支援課長 | 子どもが減った時間帯を選んで見ていただければ相談させていただきたいと思います。また、現状どれくらい古くなっているかも見ていただければ |
| 西谷会長 | そうするとやるという方向で調整を |
| 事務局 | 現場を抱えている子育て支援課と、現場の保育園と、事務局とで調整というか相談をさせていただきたいと思います。 |
| C 委員 | A委員の意見につけ加えて、古いところだけ見るのではなく、どういうところを改良して、すみれこども園が出来ているのか、他の市町村でこのいうところが画期的だとか、比較対象があったほうが考えやすいと思うんですけど、いかが |

| | |
|---------|---|
| | でしょうか。 |
| 子育て支援課長 | 町内の園については、少し調整をさせていただきます。 |
| 西谷会長 | 今ちょうど視察の話しが出てきたのですが、関係して何かこれは見てみたいなどがありますか、その辺を反映していただきたいと思います。 |
| B 委員 | 同じような人口、11,000人の人口の中で、そういう他町がどのようになっているのか。近隣の同じような人口規模の他町がどうされているか、今はこういうコロナ禍であるので難しいのもあるのだろうけど、もしも希望が通れば、そういうものの参考にさせてもらえればありがたいなど。 |
| 西谷会長 | この話は今の意見を踏まえた上で、現場の状況を伺って、実施する方向でお願いしたい。 |
| D 委員 | 資料4に実質財政負担額が出てはいるのですが、これは公設公営ですが、もし公設民営になった場合の実質財政負担額はどれくらいなるのですか。分かるものなのですか、わかればざっとでいいので教えていただければ。 |
| 唯委員 | 民設民営のほうでした。その方が補助金も多く取れるし、財政負担も軽減されるという大まかな話だったと思います。 |
| 副町長 | 民設民営ありきということではなくて、方法としては、いろんところで民営化の方で進んでいるところがあって、実際に公設民営というのはあるのですが、民設民営という方法もあるということなので、町長が言ったのは、民設民営のときに、候補としては、伯耆の国が今やっておられる実態があるので、まずは一義的にはそこの話しになるということ。民設民営ありきということではない。 |
| D 委員 | 勘違いしていました。公設民営だと思っていましたので |
| B 委員 | 民設民営の方が結果として町負担が少ないでしょう。 |
| 副町長 | 建設費としては、国や県の補助金が入ってくる。町の負担は少なくなってくる。 |
| B 委員 | 私が思ったのは、建物はそれでいいのだけど、実際子供が入るときに公営がいいのか民営がいいのか、民営の場合は長い時間みてもらえる、公営は短いなど、子どもや親の立場にたった時や教育の観点で保育を受ける場、そういうことも大事な視点かなと、建物のことだけを考えるのではなく、そういうことも考えないといけないのかなと、ただ、保育料についてはどちらも同じということなのでいいんだろうけど。 |
| 副町長 | 前回も不安なところっていうところを伺って、そもそも、利用者、保護者の人の負担とかがってというのはどうなのかなっていうところで見いただき、保育料っていうのは同じだし、それから、どちらを選ぶとかがっていうようなのも、これが町の方で意向を聞いて差配するわけです。教育基本計画にあるような大きな方向も、町としての方向ということなので民営にでも同じ方向に向かっていただかないといけない。資料6にあるような、巡回、指導、細かいところまで、公営でも民営でも入って、教育委員会のほうのスタッフが回って、指導という、していくということですので、そういった意味では大きな方向性としては、公営も民営も運営の方じゃ変わらない、じゃあどこが違うかっていったところで、具体的にわかりやすいのが時間、今でも、民営の方が長く出来ていた、そういう柔軟性がある。あとはその特徴的なところはね、それぞれのところではいろいろ多分細かい違いはあると思うんですけども |
| A 委員 | 保育士の充当も出来ますよね。 |

| | |
|---------|---|
| B 委員 | これから新しい園に向けて、特徴のある保育の仕方、新しく入ってくる方に魅力的なプラスアルファができると思うんですよ。安心、安全保障というプラスアルファ的なことができる園のつくり方、そういうものを我々議論しながらつくっていく必要があるのかな。私は新しい教育の在り方ではないかと思うのです。 |
| D 委員 | 町はどれくらい財政を負担するのか、要は財政がどれくらい負担するか知りたいのですよ。今のすみれ保育園、これ定員120人なんですよ、今回の計画も120人。この程度の園を整備した時に、仮に民設民営になったらどの程度毎年町が財政負担するのか。 資料でいくと運営費の四分の一、これは毎年負担するんですよ、その金額がどれくらいになるのかということなんです。 |
| 西谷会長 | 今時点で答えられますか。 |
| 事務局 | 今すぐにはお答えすることはできません。 |
| D 委員 | 資料の財政負担のイメージでいくと、公設民営でも町の負担は、この民設民営と一緒にですよという考え方でいいんですか。 |
| 子育て支援課長 | 具体的な数字を見ていただくと、資料の4ページのほう見ていただくと、民設民営の場合というのは真ん中ほどの運営費のところ、運営費の表の1番右端に民設民営の場合ということで合計が1億3200万とあります。ここから保育料を引いて、その4分の1程度が町の負担となります |
| D 委員 | 公設公営にしたときと民設民営にした時、要は1番低いのは、町財政負担が1番少ないのは、民設民営が1番少ない。という考え方でいいんですかね単純に。 |
| 副町長 | 建設については |
| D 委員 | 建設はちょっと除いておいて運営の方 |
| 子育て支援課長 | 運営については、交付税が本当にその保育のための交付税というのは幾ら来ているのかははっきりわからないところが私たちの最大の悩みなのですが、民設民営にした場合は、町が運営費の補助を出して、そこに対して国と県からお金が入ってきますので、非常に先ほどの説明でも言わせてもらいましたが、クリアになるというのが、歳入見込の4ページの一番下の表の民設民営の場合はこれくらいのお金が国と県からきますよということを書かせてもらっています。金額は1億2000万円ぐらいくるということになるのです。ここに公設公営の場合、公設民営の場合は交付税が当たっているはずなんです、その金額がはっきり分からない。 |
| 副町長 | イメージなのですが、町の財政指数、財政規模が例えば100億だったとすると100億に対して交付税が来るんですけども、その交付税の計算の仕方の中に、保育園のことも入ってくるんですけども、保育園として幾ら入ってくるというわけではないので、保育園の運営をすることによって100億の財政規模が105億になるというような計算なのか、その辺がはっきりわからない。この補助金にすると、今の町の財政が100億の規模だとすると、その外枠で、これは保育園の運営費だということで、国と県からの補助金である、そういう意味で |
| D 委員 | 例えば建物を建てた、起債を発行して15年で償還する。その15年の期間の中で町の財政負担が一番少ないのはどれなのかということです。今の町財政を見ると、基金というものが段々減っているのではないですか、そういう状況の中で長いスパンで見た時に、一番町の負担が少ないのはどれですかということが知 |

| | |
|------|---|
| | りたい。 |
| 西谷会長 | 今答えられたこととちょっとずれがあるなど。交付税の中でその課長の手腕によりどれだけ取り分があるかという話になるけど、D委員さんはもうとにかく、コスト的にどうなるかという話なのでちょっとずれている。その辺をばちっと答えられる人はいませんか。 |
| D委員 | (保育園を統合) やることは非常にいいことだと思う。子供たち、将来の子供たちのため、保育園を作ってやっぱりきちっと守っていくということであれば、これはやらないといけないわけですよ絶対。ただその中でも、効果的にやっていく必要があるので、そういうことを考えたらどうでしょうかね。 |
| 事務局 | 今日はそこまでの試算は出来ていませんので |
| D委員 | それは分かるんで、また後で教えて欲しいなということで。 |
| E委員 | 結局、今の話を聞いていると、町は分からんということですよ、交付税は。実際に計算が出来ない。ということは、もう議論してもしょうがないですよ。コスト削減なるのかも分からんし、ただメリットとして私聞いていて思ったのは、給付金という形でしっかり把握できる。ということは町の全予算の中の按分でやっているものが、子育て、保育園に関しては、これだけ入って収入が確定して支出も確定するから、コストが上がる下がは置いて、明確になるということが一つの利点であるということ、共通の認識として持たんといけんじゃないかと思います。それは良いことだと思います。増えるか減るかはちょっと置いて仕方ない、今説明できないのですから、ただ、明確になるクリアになるということは、すごく一歩前進じゃないかなと思います。町の財政は限られたものですので、明確になるということは保障される訳で、他の水道だとか建築だとかで、経費が増えて財政難になったときでも、保育に関しては、約束されるわけですから、そこをメリットとして、認識することが必要だと思います。 |
| 副町長 | そのとおりです。明確になるっていうのははっきりこの使途が決まった補助金が入ってくるということです。 |
| B委員 | ただ、一番問題なのはD委員が言われたとおり、長い目で見たときのそういうものは把握しておかないと、公営か民営か、補助金が入ってくるだけではなく、長い目で見たときにどうなのかという論法で見る必要はある。ただ、今度は物をつくって運営をしていく。その中に入っていき子供たち、うまくそのへんを議論しといてあげないと良いものにならないのかな。E委員の言われることも分かるけど。そうした形の部分だけは議論しといた方がいいなと。建設の関係、運営の関係、そこが明確化になるような形。運営費というのもの、計算ができないからではなく、大ざっぱであるが見えるような形、そういうものがあれば。 |
| 西谷会長 | 今言われたのは、我々の審議会が審議する期間中に何か見えているような要素があるのででしょうか。例えば、今事業費的なものは一応収容人数が約120人ということなので、そこと比較するような話になる。何かでますかね。 |
| B委員 | 答申を出すまでに、D委員さんがおっしゃたような資料が出てくるのか |
| 副町長 | 建設費に限って言えば、この補助金が入ってくるので、その分、町が負担する分が減ってくるのですが |
| D委員 | いずれにしてもね、一般企業で考えたときには、どっちが、同じものを作る時にどっちがコストが少なくて済むかっていうことを必ずやるわけですね。それと同じではないかと自分は思う訳で、そのことを繰り返し言っていたんです。 |

| | |
|----------|---|
| 坂口アドバイザー | おっしゃることはものすごく分かるんです。ものすごく分かる。 |
| D 委員 | ですから、もしそういうことが分かるのであれば、アバウトでもいいので、今の状況ではそのへんのところから分からないので、大体こんなもんかなというものをうん。 |
| 副町長 | 仮に6億の建設費で、運営費のシミュレーションで、120名の定員で1億ちょっとの運営費、これが毎年どのような収支になっていくかという、そういうイメージでよろしいですか。 |
| 子育て支援課長 | 運営費に関する国と県からくる補助金っていうのは計算方法が実に細かく決まっています、携帯電話の契約の事を思っていたらいいかなと思うのですが、このサービスしているからプラス幾ら、このサービスしているからプラス幾らみたいな感じでいただける運営費っていうのは、例えば早朝の保育をしているとか、休日に保育しているよとか、そういったものが加わるたびに、子供1人当たりに対していただける運営費っていうのが少しずつ増えていったりするのです。今回なぜ120人規模ということわざわざ断わっているかというと、120人規模の保育園、こども園の5歳児は1人1か月幾らとか、そういった細かい数字が決まっています、その積み上げをしないといけないので、そこでこのいただける運営費とかが決まってくるのです。なので何人規模の園をつくるかとか、そういったことで、また数字が変わるので、例えばここで120人規模のこども園っていうふうにお示しをしたとしても、先々の検討の結果ちょっとニーズが減ったりふえたりすると、お示したものと少しは変わってくる。 |
| D 委員 | <p>そこまで小さなことは言いませんが、現状の中で、先般出された資料の中から、どうなのですか。例えば単純に運営のところだけでなく、建物を建てて、どういった起債を使っていく。長期スパンを見据えて、町はそれを償還していかなければならないですから、財政負担というものになっていくので、そういったものも含めて、今、償還で15年というような期間がありますから、その中でどうか。単純に1年や2年だけ見ても分からないですから。償還期間が15年としたら、その15年のスパンの中で見たどうなのですかねということを知りたいなと思ったのです。</p> <p>少なくとも我々が判断しなければならないのは、公設公営、公設民営、民設民営、どれにしますかという判断をしなければならないので、その判断材料として一つはそういった財政負担がどうかってところ見ていかないといけないと思う。</p> |
| 西谷会長 | そこはちょっと町の方で検討してもらって。いいですか、宿題みたいな形で。 |
| A 委員 | 同じ議論になるのですが、地方交付税ですね、割り振りがわからないということなのですが、もう少し単純に考える、120人の子供たちの費用、運営費ですかね。この4ページの運営費の公設公営、公設民営、民設民営の総費用ですね。この資料が正しいとすれば明らかに低いですよね費用の発生が、民設民営は。町の負担がどうかというより国としてはこちらの方が合理的だと、単純に考えればそうなるのです。ただここで、人件費なんかは大分違いますからね、これによって違ってくると思うのですが、とにかく、わからないことを議論しても仕方ない。これも一つの理屈かもしれませんよ。 |
| 坂口アドバイザー | 財政負担のご議論で、ちょっと皆さんが前向きにご議論いただいて、応援して下さる感じが伝わってありがたいのですが、ちょっとその上で、資料2で改 |

| | |
|----------|--|
| | <p>めて確認しますと、施設を建設する場合は、公設でいく場合は、特例債がケース1、②とか③とか、そちらは大体使わずに①でいくっていうことであれば、ごらんいただきますと合併特例債で占める割合は結構高いわけですよ。交付税措置があるとしますと、70%返ってくるので。民設でいくと保育所等整備交付金対象経費、補助対象経費があつて国が県経由ではないかなというふうに思いますが、県からですね補助いただいて町としては、四分の一の負担ですと、こういう構図としてはなっているわけですよ。ですから、まずは、公設と民設で言えば、民設のほうが町の負担額が低いだらうなというのは、図のとおりだと思うのです。それはいかなるケースであってもそういうことだろうということで、運営の場合が、施設運営その隣のページの3ページなのですが、公設公営の場合が地方交付税、それから民設民営の場合は補助ということで、4分の1の町費負担というところでここはちょっと議論のところだったのですよね。よその自治体も仮の試算をして地方交付税の額を出しているところもあるし、やっぱりそこは、実際としては必要な額だけ交付税のほうで入っているでしょうという見込みで町から出しているわけですから、逆に幾ら、どれくらい来たのですかということが、厳密に計算が出来ない中で、必要な分だけ町から出していますってことだったのですよね。ですから、そこはクエスチョンで全てにしているところも結構多いです。仮に、試算すれば、どれくらい町から交付税が充てられていると思っ出していますっていうふうな、計上の仕方しているところがあるのですが、ある意味、本当にどれくらい出ているのか分からない。ですから、はっきりするのは確かに民設民営の補助金が、国や県からこれくらいで町の負担がこうですね。これちょっと単純に比較がやはり難しいところじゃないかっていうふうに思います。ケースバイケースのようです。その試算によりますけど、交付税のほうが多く来ているのではないかって出しているところもあるし、いやいや補助金のほうが結局有利なんだというふうな出し方、ところがあります。結果としては、人件費などを含めたその他の運営費のところでは民営化のほうが、運営費が安いのではないかっていうところを出して、というところが多いです</p> |
| D 委員 | <p>ということは、そこはやっぱり民設民営の方が、町の負担が少なくて済むという、そういう考え方でいいのですね。</p> |
| 坂口アドバイザー | <p>そういう考え方です</p> |
| D 委員 | <p>だとするならば、それはそれでいいです。そうすると、あとは保育の質がどうなるかということですね。基本的には質というものは公設であろうと民設であろうと変わらないと、こういった法律などで担保されていると</p> |
| 坂口アドバイザー | <p>基本的なところは本当に委員おっしゃるとおりでございます。資料で紹介させていただいたとおりでして、そこは民営になったとしても、安心していただけたらと思うのです。そこにプラスアルファはやっぱりこういうことが大事なのだということで、子供子育て会議、また、私は認定こども園を検討するには、もうちょっとまだ深く議論するような場も必要じゃないかと思っておりますけれども、そういうところで、こういう教育をしていく、体制が必要なんだとか、運営が必要なんだとかいうところをさらに突っ込んだ議論をする必要があるんじゃないかと思うんですが、いずれにしても基本的なところ、これはもう、絶対にここは外せないというところ、公設であると民営であろうと大丈夫だよというところ。</p> |

| | |
|----------|---|
| C 委員 | ただ、先ほど、B 委員さんがおっしゃったように、特徴がある保育園にするところは民設の業者に町の方からこうしてくれというようなことはできるんでしょうか。 |
| 坂口アドバイザー | はい。それはですね、今度は、公設民営でやってきたものを民設民営ということになりますと、町の保育と教育の方針の中でつくっていただくということになりますので、そこは言えるというように思います。どのような形でやっていくのかとなるとそこは協議ということになると思います。 |
| E 委員 | 120人っていう前提があって初めてこの試算が成り立つと思うのですが、町外の子供を南部町に招いて、保育するということは可能ですか。 |
| 子育て支援課長 | 今、子供子育て支援という、介護保険みたいなもので動いているのですが、それにはその子がどんなことが必要だということを自治体が認定する必要があります。なので、米子市にお住まいの方が、例えば、さくら保育園に通いたいって思われたときには米子市に申込みをしていただいて、米子の方で「さくら」で受入れてくれますかっていう問合せがうちのほうに来まして、いいですよってお答えをすると、その後はさくら保育園に通います。ただ保育料は、米子市に納めます。うちは国で決まっている基準の金額を、まるまる米子市から払っていただくやり方になりますので、町外からの子供さんを受け入れるということも出来ます。 |
| E 委員 | 実例がありますか。 |
| 子育て支援課長 | あります。つくし保育園に今年は2人入っておられます。保護者の方が町内にお勤めだということで、保育園ですので、保護者の勤め先があれば通うことが出来ます。 |
| E 委員 | なんでそういうことを聞いたかということ、実行するためには、場合によっては人口が減りますからそういう政策が可能なのか、そういう点もあるということで、人口増、Iターンもあると思いますけど、そういう施策も並行して前提でやっていただかないと、この財政試算が成り立たなくなると思うのです。 |
| B 委員 | 120人の定員で、保育士が45名、今このシミュレーションの中で、現状の保育士や、例えば考えていらっしゃる2園、この2園の保育士はこれ以上いるのか、少ないのか。 |
| 子育て支援課長 | 4 ページの表のことだと思うんですけど、児童の数によって保育士の数が決まるので、3歳児だったら三人に一人とか、本当は1歳児、2歳児は6人に1人でもいいですけど、鳥取県独自の基準というのがありまして、1歳児、4.5人に対して保育士1人配置すると、県から補助金がいただけるので、今は4.5人に対して1人という配置をしていますので、それですと積算していったら、2番目の表の職員数というのを示していると、保育士が15人です。そこに園長と園長補佐を加えまして、この数が45と膨れ上がっているのは、パート職員さんが今、すみれこども園にたくさんいらっしゃる。朝だけ来てくださるパートさんだとか、夕方だけ来てくださるパートさんだとか、たくさんおられるので、その人数を試しに足しています、この表では。ですので20人引いてもらって、調理師とか事務員とかもはねると、20人ぐらいですかね。 |
| B 委員 | それはそのまま雇用ができるんですね |
| 子育て支援課長 | そうですね |
| B 委員 | 今、若い人たちが住みにくい、働く場所がない。それは町内に働く場所がない。確かに一つの新しいものをつくるというときに、雇用の場所も生まれてい |

| | |
|---------|---|
| | <p>くようなことを考えていかなければ、人口増の見込みもないし、若い人も帰ってこない。せつかく整備するならそのへんもできるだけ。そういうシミュレーションをする中で、精いっぱい、限度いっぱいの形で雇用を考えてもらわないと。逆に言うと、今働いている人たちが働けない環境を作ってはいけないなと思ひ。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>今、「つくし」と、「さくら」で働いている保育士さんも徐々に年も大きくなっていますので、伯耆の国さんをお願いして民営化をしたということになっても、今おられる方何人かは卒業しておられるのではないかと思います。園長さんたちがもうあと3年ぐらいで退職をされる年回りです。</p> |
| B 委員 | <p>公営の場合、法律の目標ずれが少なく、町内でほぼ同じレベルの保育が受けられる、目標にずれが少なくとはどういう意味なのか。</p> |
| 子育て支援課 | <p>町としましては、教育理念ということで、0歳児から、ふるさとを愛する南部町から未来を切り開く人づくり、これらが保育園に戻されまして、さらにそれぞれの園ごとに保育目標をといるのを定めております。この保育目標というところがですね、それぞれの保育園の特色が出せるということですが、それにずれあつてはいけないということですね、教育委員会から幼児教育専門員という2名の方がそれぞれ園を回わりましてそれを指導もしていただけるということでもあります。そういったところでずれが少ないのかなと思ひています。</p> |
| B 委員 | <p>ずれがないということではないのか。逆に教育委員会から専門職が出かけていって指導しているというのは、公営だからずれがあつてはいけないのではないのか。民営であれば特色を持たせることもできるだろうが、公営ではずれがあつてはいけないと思ひ。ずれが少なくではなく、ずれがあつてはいけないのではないのか。保護者の方からあそこに行きたい、ここに行きたいと不平不満が出てくるのではないのか。そういった声が聞こえてくる。</p> |
| 西谷会長 | <p>今の教育委員会の方が見られるということで、何か強制力みたいのがあるんですか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>保育所保育指針というのが出されまして、その中には、保育所ではこんなことをしてくださいというのが割と事細かに書かれています。その内容の中に、平成30年の改正で、0歳児から具体的な目標というのが定められまして、そのことを目標にして、その子供の育ちを保障していくということになっていますので、保育士も今月の目標を書いて、保育士がそこに対してどんな支援をしたとか、それによって子供がどんなふう成長したかということやずっと記録をするようになってきます。その部分が非常に大変で担任になりたくないということで保育士がなかなか採用出来ないという悩みもありまして、そういった技術的な指導だったりとか、目標の設定だったり、(子どもへの)支援の仕方だったりといったことを支援していただいている。</p> |
| 西谷会長 | <p>大体うまくいってれば問題ないのですが、例えば、あんなのところがちょっと違うみたいなのは、専門員が指導しているのですね。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>専門員がしっかり支援しています。保育士の支援をしています。</p> |
| 西谷会長 | <p>何かもっと強力で支援しないとイケないとか、是正の必要とか、発生するようなことがあつたりするんですか。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>そのようにならないように常日頃から支援をしているので、慣れるまでは保育士さんもしんどいみたいなのですが、段々人間関係ができてうまくいくようになって、自分から問いかけもできるようになりますので。平成30年の改正</p> |

| | |
|----------|--|
| | で、幼稚園だろうが子供園だろうが保育園だろうが、子供に対して教育をしないといけないということになりましたので、その辺りがもともと保育士っていう人は、ちょっとそこにもついていけないといけないので、今現場、一生懸命頑張っています。 |
| 西谷会長 | なぜそのようなことを言ったかっていいますと、例えば民設民営にしたときに、特色あり過ぎて、道はちょっと変わっちゃう。違うんじゃないかというときに、誰がこの強制力みたいな、いわゆるこの軌道修正するかとか、その辺は、誰かが言いますよね、我々のこの委員じゃなくても町に関係する誰かが。その辺の合理的な説明ってあるはずですよ。 |
| 子育て支援課長 | 認可保育所ですので、必ず町の方が毎年検査に入ります。そこで、あんまりなことをやっていると、県も入ってきますし町も入ります。あまりにも特色を出し過ぎて毎日の相談事とか、そういうことになったときには、是正をお願いすることができますと思います。 |
| 西谷会長 | それはお願いとかそれから指導とか命令とかレベルがあると思うんですけどその辺が出てくるのか。 |
| 子育て支援課長 | まだちょっと事例が発生してないので。 |
| 西谷会長 | そこははっきりしておかないと。お願いだけですよだったら全然効果がない場合もあるので。そこは民設民営みたいなことをするときには、町内の方で非常に不安を覚える方がいらっしゃるのではないかなと思うんです。だからお願いだとか、要請だとか、指導だとか、もうちょっと精査した方がいいのでは。 |
| B 委員 | 公設公営で公が付けば安心感がある、民営で民となれば何をしているのか分からないというイメージを持たれる場合もある。 |
| C 委員 | 取りあえず、今町内にあるのは、公設公営、公設民営ですよ。その人たちはアドバイザーに入れるのですけれども、例えば新しくできた園が民設民営の場合もアドバイザー（幼児教育専門員）の方は行かれるのですよね。認可保育園ですよ。その人からアドバイスされるということで、当然2人（幼児教育専門員）の中で、すり合わせができていと思うので、その人たちが上手に入っていけたら大丈夫じゃないかなというふうには思うんですけども、ある程度の特色は必要だと思うんですよ、みんながそこに行きたい。一つ特色っていうのは、例えば、これは新しいだけでも特徴であると思うんですけども、そこで、例えばあそこは、周りの環境の良い、あるいはこういうことをさせてくれるよ、みんなが行きたいと思える園というのが。例えば、さっきE委員がおっしゃられたように、たまたま南部町に勤めているからなんだけれども、米子の保育所に行かせるよりも、南部町の保育所にいかせたいなんて思ってもらえれば勝ちじゃないのかな。せっかく新しくつくるので、できればいいんじゃないかなあというふうに思ったりもするのですけれど、じゃあそれは何だと言われたら、今は思い付かないんですけど。 |
| 西谷会長 | だからね、やっぱり何かどっちになるかにしてもですよ、公という字が消えると、やはり町内の同意みたいなものを問うたときに、今の仕組みをよく御理解いただいた上でないと、公から民に、そんな心配、民反対みたいな話になりかねないので、ちょっとその辺はちょっと考えてほしいです。 |
| 坂口アドバイザー | 進め方としてはよそですと公営から民営に行くためのガイドラインをつくってですね、運営体制も子供を子育て支援法に基づいて、職員がその運営状況を確認したり、どういう運営状況が改善できることがあるとか、そういうところ |

| | |
|---------|--|
| | <p>もモニタリングをされていますので、認可行為を行うものですので、それぞれの根拠をちょっと調べてまた報告したい。それからつくられるときも、やはり大筋の根本的なところが、例えば審議、行革の審議会を出し、実際に、建物を建てるに関する、それより詳しい話になります。場所の選定から、どういう仕様になるとか。運営体制、特にまた細かく協議していくとか、それがまた選定委員会を設置して、選定基準からやっぱそういうのもまた設定して決めて進めておられますので、今後の進め方をまた協議する必要があると思うのですが、行革審議会が特にここ、方向性と、それからまた、その方向性になったときにこういうところは大事だと。いう、答申内容になるんだなというふうには思うのです。</p> |
| C委員 | <p>今お聞きして思ったのですけれども、今の1番新しいのはすみれ子ども園ですよ。じゃあ、みんながみんな、すみれ子ども園に殺到しているわけではなくて、うちは「ひまわり」に行きます、あるいはうちは「さくら」に行きますっていうところがあるということは、やっぱりそれは、「さくら」に対する魅力、「ひまわり」に対する魅力、「つくし」に対する魅力を感じておられる保護者もあるという、やっぱりその今は公設なので、保育の中身は同じであろうというふうに皆さんが思われて、利便性であるとか、そういった園舎がある環境だとか、そういうふうなことを考えてですね、そこを選ばれているんだろうと思いますけど、そこにもし民設民営が入ってこられても、保育所を勝手に選んでじゃなくって、この保育園はこういうところは大事にしていますよっていう、何か案内みたいなものがやっぱりその子育て家庭に対してされるべきだろうし、それぞれの園はこういうところはありますよ、新しくできるところは、こういうところがありますよっていうそのプレゼンのようなものが、利用者に対してされるべきじゃないのかなと、やっぱその出来たときにはやっぱそういうふうな感じで、それぞれが、アピールをするってところがあってもいいのかな、今はそういうのはあんまりないですよ。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>そうですね、どの園に行こうかなって考えられるようなお母さんたちっていうのは、ちょっと前まではいろんな園を体験していただくために、園開放であったり、あいあいに来てどんな園なのかなと聞いてみたりしていただいたんですけど、今コロナの関係で園開放を中止にしていたりして、園を知っていただく機会が今ないので、お母さんたちもどこに行くか選ぶのに基準がなくて大変みたいなことはあります。</p> |
| C委員 | <p>すいません。今、園開放したらどうかって言ったのは私なんですけど、コロナが過ぎればですねそういうふうな企画とか、園開放にいけない人もあるだろうし、何かの媒体、ホームページであったり、紙であったりという、その園が分かるという、何かこう、そういうのが必要じゃないかなというふうに思うんですけども。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>年に1回は広報には、保育園の写真、お知らせぐらいは出していこうと思っておりますけども、余り積極的ではないです。園の見学をしたいと言われれば、いつでも来てくださいという体制は取っているんですけど、今のところそれもお遠慮くださいという感じ。</p> |
| 西谷会長 | <p>先ほどの南部町外の人利用のことなんですけど、例えばこの新しく設置するこども園が、民設民営ということになれば私立という位置づけになりますよね。そのときも、同じような手順で手続きして町外の人が利用したいとなった</p> |

| | |
|---------|--|
| | 場合も同じ手続きが必要になるのか。例えば町外の人が新しい保育を利用したいというときは、今のような手続きを現行のような手続きをする必要があるのか。 |
| 子育て支援課長 | はいそうです、認定をして利用していただくというのは、どこの園でも変わらないので。 |
| 西谷会長 | 米子市とか境港市とかってというのは私立もあるじゃないですか、そこに例えば南部町の人が行こうとするときも同じような手続になるのですか。 |
| 子育て支援課長 | はい、何人もお願いしています。 |
| 西谷会長 | 私立だから何でもあるみたいにはならないのですね。 |
| 子育て支援課長 | ならないです。自分のお住まいの自治体に使いたいです、米子の保育園に行きたいですって書いて出してもらって、うちが米子市にお願い出来ませんかと頼んで、いいですよと言われれば行けますし、いや駄目って断られることももちろんあります。 |
| A 委員 | それは認定こども園の場合ですか。 |
| 子育て支援課長 | 教育保育認定という、介護保険の認定みたいなものがありまして、御両親の勤務の状況であるとか、そういうものを判断して、あなたは、保育短時間認定ですよとか、使える時間を決めて、利用していただくという形になります。 |
| 西谷会長 | 幼稚園とはちょっと基本的に違っているからですね、使い方が。 |
| 子育て支援課長 | はい。 |
| 西谷会長 | 何故に言ったかという、民設民営になった時に、子供の数ってもうあんまり増える見込みないですよ。減ったときに運営していけるラインって多分あるんですね。そのときにどこでもいいから町外から引っ張ってきたみたいな話になった時に、どうなのかなあという。私はそれをやらないと多分難しい時が来るんじゃないかと思うのですよ あと新しい園をつくりますという話しですけど、町の関係の方とかで、どの辺まで大体御承知のことなのか、例えば議員の先生あたりは知っていますよとか、教育委員会のほうで承知とか |
| 副町長 | 議会では選挙が終わって初めて、12月議会で、質問があって答弁しています。 |
| E 委員 | 不謹慎なことなんですけど、ひまわり保育園はすごく跡地利用として価値があると思うんで、やりたい人、大勢いますんで、資産運営をしっかりと町のためになるように、利用計画をお願いします。 |
| 西谷会長 | 例えばどんな人がいらっしゃいますか。 |
| E 委員 | あそこはね、アイス・ジェラート屋さんもあるし、一画がすごく人気があって、パン屋さんやいろんな飲食の方が土地を探していることもあるし、もし空いた後は、テナント10戸ぐらい入れてですね、これは関係なくて、申し訳ないんですけども、ひまわり保育園はそうなんです。非常にだから考えようによっては、（公設公営が）2園になったとき、「ひまわり」をあえて選択する人、増えてくる可能性はあると思うんです。現に西伯の方がこられているし、私もよく行くので知ってますけど、こっちにされてる方が多いので、わざわざ遠くに、人気もあるんで、有効活用してください。 |
| 西谷会長 | かなり意見が出てきて、議論もされてきたんですが、他にありますか。あと何回審議する予定でしたか。 |
| 事務局 | 回数の制限を設けているわけではないんですけど、前回お示しさせていただいたのは2回ですけど、議論が深まっていけば、当然あと3回、4回ってというのは、 |

| | |
|---------|--|
| | <p>もう何回と結を決めて、結論を出していただくというよりも、しっかり議論していただけたらというふうに思っておりますので、予定としてはあと2回です。ですが、結論を得なければ委員の皆さんには申し訳ないですけど回数をふやして議論をしていただけたらというふうに思います。</p> <p>前回お示ししたスケジュール表は、4回の議論ということにさせていただいていますが、前回の会議でも説明させていただいたとおり、しっかり議論をしていただいた上でということですので、最長はですね、現委員さんの任期が今年、令和3年の11月までの任期がございますので、そこまでに答申はいただけたらというふうに思っております。</p> |
| 副町長 | <p>今ちょっとこちらのほうで考えているのは、前回と今回で公設民営の違い、どこが違うだろうかというのをだんだん理解を深めていただけたのかなって思います。今回宿題も出ました、どこまで答えられるかっていうところもありますけどもちょっと出し方の工夫をしてみたいと思います。次回は、それとあわせて、メリット・デメリットを初回に出させていただきましたけども、そのメリット・デメリット、それ視点が違うよってという御意見もありましたので、今度は、一つずつこれメリットだろうか、あるいは違うメリット・デメリットがあるんじゃないかっていう、メリット・デメリットについて話をさせていただいて、それで、大体落ち着けばですね、その次ぐらいには、答申案というような形で検討していただくと、ざっくりそんなイメージではいたので、あとは話しにあった宿題の残り方とか、その辺のところ、あと、視察っていうのをどこのタイミングで入れていただいた方がいいのかというところ、あそこです。</p> |
| B委員 | <p>子育て支援課長にしっかり関わって調整してもらって。</p> |
| 子育て支援課長 | <p>中まで入らないということであれば、そんなに難しいことを園長も言わないと思います。</p> |
| 西谷会長 | <p>他によろしいですか。そうしますと本日はこれで締めさせていただきます。次回も出席いただきますようお願いいたします。</p> |